資料２
H23. 2. 21

資料集（テーマ⑥ 災害に強く、犯罪の少ないまちづくり）

防犯・交通安全・防災に関する満足度が低く、優先度が高い ← 概況

図　「死角・暗さの解消」「安全な交通環境」「自然災害への安全性の向上」「避難の安全性の向上」の満足度は低く、今後の重要度は高い

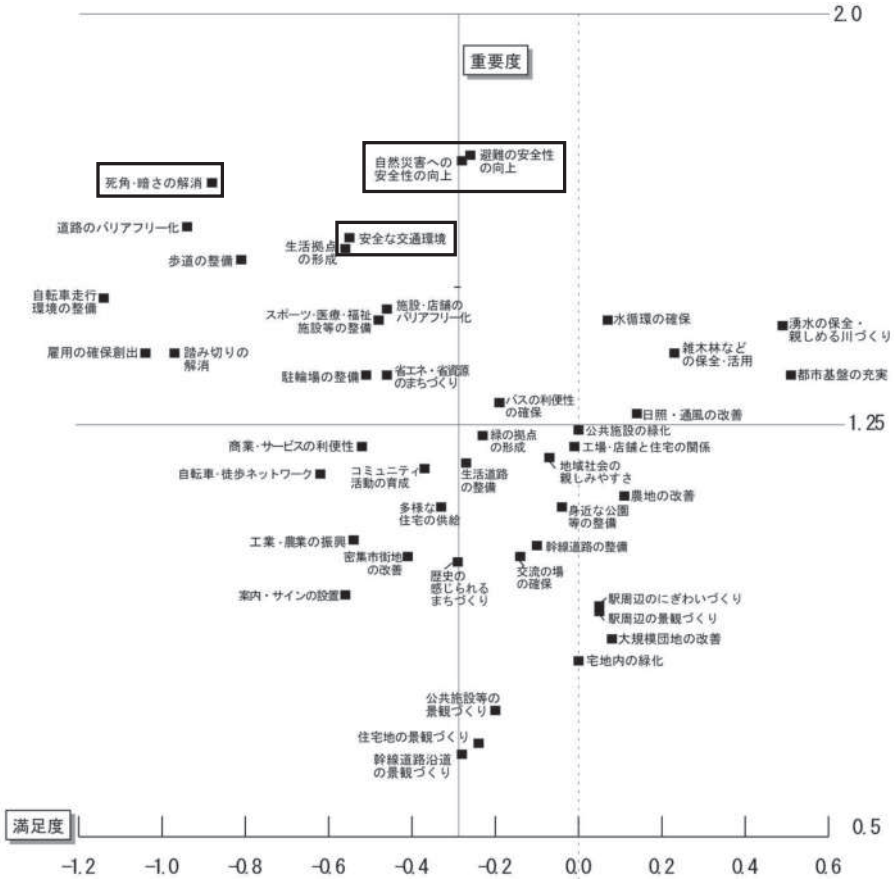

資料）東久留米市都市計画マスタープランの中間見直しのための市民アンケート（平成 22 年 1 月実施）

東久留米市の地震に関する地域危険度は相対的に低め？ ← 概況

・建物倒壊危険度が高いのは、神宝町１丁目、学園町２丁目とされています。
・火災危険度が高いのは、浅間町３丁目とされています。
・相対的に危険度が低いため、都内全体をみた場合の東久留米市の総合危険度は低くなっています。

①建物倒壊危険度

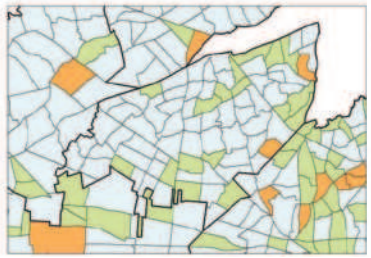

②火災危険度



③総合危険度

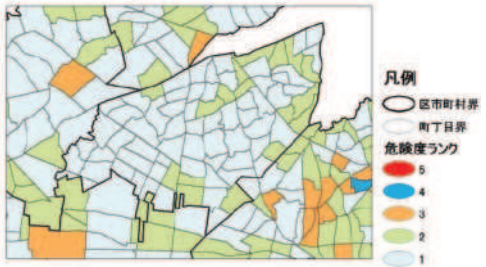

■**火災危険度**：出火の危険性と延焼の危険性をもとに測定。

出火の危険性：世帯や用途別の事業所の分布状況や火気器具等の使用状況を把握するとともに、火気器具、電気器具、化学薬品などの出火要因別の出火率を算定し、これらを掛け合わせることにより測定しました。

延焼の危険性：建物の構造や建物の間隔などから測定しています。広幅員道路や公園等が少なく、木造建物などが密集している地域では危険性が高くなります。

■**建物倒壊危険度**：地域の建物の種別と地盤分類により測定。

建物の特性　：建物については、木造、鉄筋コンクリート造などの構造、建築年代、階数別などに分類し、棟数を集計しています。建物倒壊の危険性は、建物の耐震性が低いほど、建築年代が古いほど、高くなります。

地盤分類：台地など地震に強い地盤、沖積低地や谷底低地などの軟弱地盤といった分類です。

■**総合危険度**：町丁目ごとに、建物倒壊危険度と火災危険度の順位（1～5,099 位）の数字を合算し、その数値に基づき順位付けを行い、評価したもの。

出典）東京都都市整備局「あなたのまちの地域危険度」地震に関する地域危険度測定調査（第 6 回）（平成 20 年 2 月公表）

広域防災・避難対応：「燃えない」に加え、「壊れない」都市づくり へ　～ 不燃化と耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進 -　論点①-1

計画名称：	**防災都市づくり推進計画** **～「燃えない」「壊れない」震災に強い都市の実現を目指して～　平成 22 年 1 月**
所　管　：	東京都
計画期間：	**基本方針　　：平成 21 年度から 37 年度まで** **整備プログラム：平成 21 年度から 27 年度まで**
位置づけ：	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて 1995（平成 7）年度に策定し、2003（平成 15）年度に改定した「防災都市づくり推進計画」の再改定版。「東京の都市づくりビジョン（改定）」に示す、災害に強い東京の実現を目指すもの
内　容　：	■対象区域 ・東京都内の市街化区域（23 区 28 市町） ・23 区及び多摩地域の 7 市（武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、西東京市、狛江市）については、防災生活圏を設定し、延焼遮断帯の整備を進めるとともに、整備地域を指定して諸施策を展開 ※東久留米市は、西東京市に係る延焼遮断帯のみ、一部該当する。 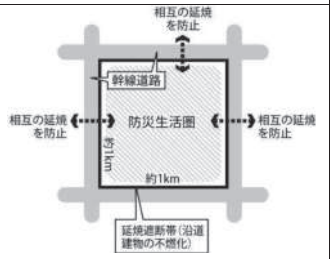 ・緊急輸送道路：耐震改修促進法第五条第三項第 1 号の地震発生時に閉塞を防ぐべき道路に、東京都地域防災計画に定める緊急輸送ネットワークの緊急輸送道路の全路線を指定。沿道の建築物の重点的な耐震化を図る。 ※耐震化の詳細は、後述の「東久留米市耐震改修促進計画」参照 ■改定のポイント ①　市街地の不燃化整備の促進 ②　「燃えない」に加え、「壊れない」都市づくりの促進 ・耐震改修促進計画に基づく耐震化施策と連携を図りながら建築物の耐震化を促進 → 緊急輸送道路沿道で、倒壊による道路閉そくのおそれのある建築物を重点的に耐震化 → 公有建築物の耐震化の促進、民間建築物等の耐震化促進 ③　防災性の向上と良好な住環境形成に向けた地域住民主体のまちづくりの促進 → 自助・共助・公助の理念に基づき総合的な防災都市づくりを推進するため、都民、民間事業者、行政の役割を明確にした上で、協働の取組を促すとともに、地域住民が主体的に取り組むまちづくり活動を支援 ■基本的な考え方 (1)延焼遮断帯の形成及び緊急輸送道路の機能確保 (2)安全な市街地の形成 ・計画的な土地利用、生活道路等の基盤整備、防災活動拠点の整備、建築物の耐震性の向上 (3)避難場所等の確保 ・計画的な公園整備、土地利用転換に合わせた緑地やオープンスペースの確保、避難場所周辺の建築物の不燃化、避難場所に存する都有施設等の公共建築物の耐震化

■延焼遮断帯の整備方針（整備目標：2015 年までに 95%）
○延焼遮断帯となる都市計画道路の整備、都市防災不燃化促進事業等の実施や防火地域等の規制・誘導策による沿道建築物の不燃化
○緊急輸送道路沿道における建築物の耐震化の促進
○道路の新設や改修に合わせた緑化の推進とともに、無電柱化や段差の改善など避難時にも有効なユニバーサルデザインに配慮した歩行空間の確保。また、統一感のある沿道の街並み形成を誘導

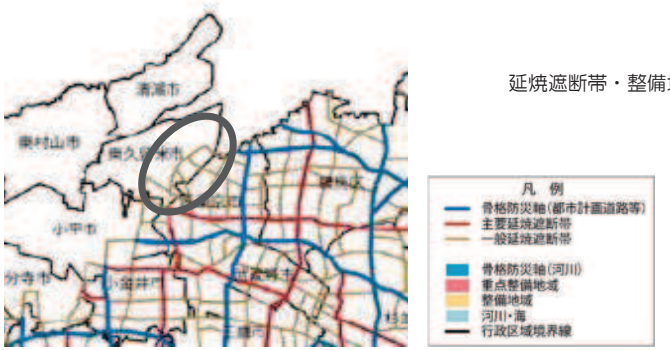

延焼遮断帯・整備地域・重点整備地域

■緊急輸送道路の機能確保の方針（整備目標：2015 年までに 100%）
○東京都耐震改修促進計画及び民間建築物等の耐震化促進実施計画に基づき、区市町村と連携して、緊急輸送道路の沿道において、倒壊により道路閉そくを起こすおそれのある建築物の耐震化を促進
○耐震化の促進に当たっては、区市町村と連携し、耐震化に向けた意識啓発や環境整備のほか、費用負担の軽減等の必要な措置を講ずる。

緊急輸送道路・避難場所

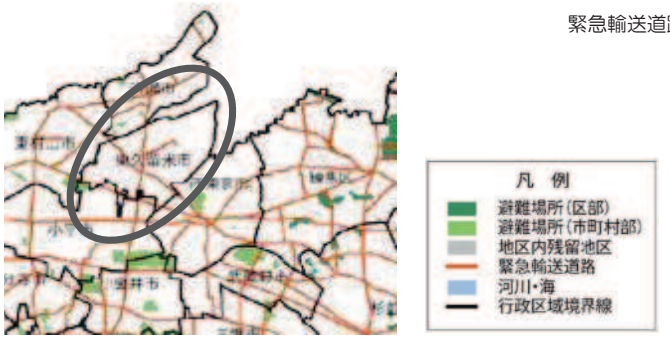

■避難場所等の整備の方針（整備目標：2015 年までに避難有効面積が不足する避難場所を解消）
2015 年までに避難距離が３Km 以上となる避難圏域を解消）
○避難場所となる大規模公園の拡充・整備を推進
○避難場所に存する都有施設等の公共建築物の耐震化を推進し、避難時の安全性を確保

広域防災・避難を支える緊急輸送道路の閉塞を防ぐ -1 ～ 沿道の不燃化・耐震化　論点①-2

計画名称：	東久留米市耐震改修促進計画　平成 22 年 3 月
所　管　：	東久留米市
計画期間：	平成 22 年度から 27 年度（おおむね3年を目処に実績を検証、必要に応じて見直し）
内　容　：	■対象区域：東久留米市内全域 ■対象建築物：建築基準法における新耐震基準（昭和 56 年施行）導入以前に建築された建築物のうち、次に示すもの

種　類	内　容
住　宅	・戸建住宅（長屋住宅を含む）　　・共同住宅
特定建築物	・耐震改修促進法第６条に定める特定建築物で民間及び市が所有する建築物 ○１号特定建築物（多数の者が利用する建築物） 庁舎、学校、病院、老人ホーム、集会場、ホテル、百貨店など多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの ○２号特定建築物（危険物を取り扱う建築物） 一定数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場として使われている建築物 ○３号特定建築物（地震によって倒壊した場合に道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする建築物） 緊急輸送道路沿いの建築物で、倒壊により道路を閉塞させるおそれのある建築物
市有建築物	・東久留米市地域防災計画に定める防災上重要な公共建築物 ○防災活動の拠点となる施設　　○災害時の避難収容施設 ・その他延べ床面積が 200 ㎡以上の市有建築物

■耐震化の目標：（平成 27 年度）
- ・住　　宅　：耐震化率 90％（H21 現状 69.4％）
- ・民間建築物：耐震化率 90％（H21 現状 94.2％）
- ・防災上重要な市有建築物：耐震化率 100％（H21 現状 65.8％）
- ・その他の市有建築物　　：耐震化率 100％（H21 現状 47.6％）

■建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1）耐震診断・耐震改修を図るための支援策
：住宅の耐震診断・耐震改修助成制度、マンション耐震診断・耐震改修助成制度など

2）安心して耐震改修を行うことができる環境整備
：相談体制の充実、マンションの耐震化に向けた情報提供の充実

3）地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業
：家具類の転倒防止対策　耐震シェルター等設置の支援　ブロック塀等の安全対策など

4）地震発生時に通行を確保すべき道路（緊急輸送道路＝啓開道路）※右図参照
：緊急輸送道路沿道建築物の耐震化　　避難路等の道路閉塞率の調査（道路幅員等の調査）
細街路が多く集積している地域の建築物の耐震化推進

5）優先的に耐震化を行うべき建築物
：学校施設の耐震化、耐震に関する情報公開

6）重点的に耐震化を行うべき地域
：木造住宅密集地域　（棟数密度の高い地域）
：区分所有マンション等の集積する地域（昭和 56 年以前に建築され、現行の建築基準を満たしていないもの）

図　啓開道路と避難場所・避難所



避難場所・避難所、啓開道路：東久留米市「防災マップ」（平成 21 年 3 月）
道路幅員：東久留米市資料

広域防災･避難を支える緊急輸送道路の閉塞を防ぐ -1 ～ 沿道の不燃化･耐震化　　論点①-2

・地震直後から緊急輸送を円滑に行うための道路として指定されている「緊急輸送道路」沿いにも、「地震によって倒壊した場合に道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする建築物」が多くあります。

・東京都は平成 23 年２月議会で、緊急輸送道路の一部について、道路沿いの建物の耐震診断を義務付ける条例案を、都が提出します。

図　地震によって倒壊した場合に道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする建築物（３号特定建築物）の分布



出典）東久留米市「東久留米市耐震改修促進計画」（平成 22 年 3 月）

広域防災・避難を支える緊急輸送道路の閉塞を防ぐ　～ 無電柱化」　論点①-2

計画名称：	東京都無電柱化方針　平成 19 年 6 月
所　管　：	東京都
内　容　：	・都道の地中化率が都全体で 25%、多摩地区で 8%という現状を踏まえ、無電柱化を推進していくための方針。平成 21 年度からの無電柱化推進計画に本方針の内容を反映させて、無電柱化を推進していくものとしている。

東京都　道路に関する世論調査（平成 15 年 9 月）

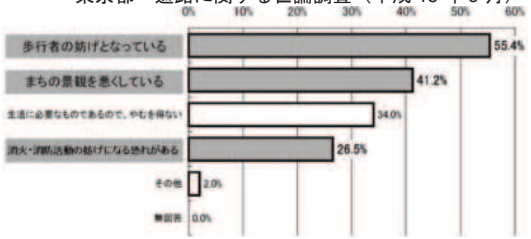

■無電柱化の目標

（1）良好な都市景観の創出　　（2）安全で快適な歩行空間の確保

（3）都市防災機能の強化

■都道の無電柱化方針

（1）無電柱化対象都道

・区部は全線、多摩地区は人口集中地区内の全線

（2）都市計画道路として完成している都道および都市計画道路以外の都道については、下記の区間を優先して無電柱化をすすめる。

a）センター・コア・エリア内

b）オリンピック関連施設周辺

c）利用者の多い主要駅周辺（東久留米駅も該当）

d）緊急輸送道路（防災都市づくり推進計画のとおり）

e）道路修景事業などの施行箇所（シンボルロードなど）

f）区市町村の無電柱化との連携箇所

※ただし、上記箇所であっても、歩道幅員が 2.5m未満の都道については、無電柱化が技術的に難しいため、よりコンパクト化可能な技術の開発を待って無電柱化を進める。

（3）都道の新設・拡幅に伴う無電柱化

・無電柱化対象都道の新設・拡幅と同時に実施

（4）無電柱化に伴う街路樹・歩道整備（道路景観形成、バリアフリー化）

■区市町村道の無電柱化

・無電柱化の実現を区市町村に積極的に働きかける。

■事業推進の課題と方策

・財源確保、構造のコンパクト化、執行体制の強化

身近な地域の安全と、避難経路を確保する　～現状は？　　論点①-3

・住宅の耐震化率は、滝山、小山１丁目、幸町５丁目、中央町４丁目、柳窪３丁目で低くなっています。
・木造住宅棟数密度が高いのは、浅間町１丁目・３丁目、小山１丁目、弥生２丁目、南町３丁目、幸町３丁目、神宝町１丁目、氷川台２丁目、金山町２丁目で、「重点的に耐震化を行うべき、木造住宅密集地域」とされています。市は、これらの地域で「地域防災力」の向上を図るとしています。

・以前の委員会でも示したとおり、身近な道路では、途中から細くなったり、行き止まりとなっている道路が市域全体に広がっています。

図　町丁目別　住宅耐震化率

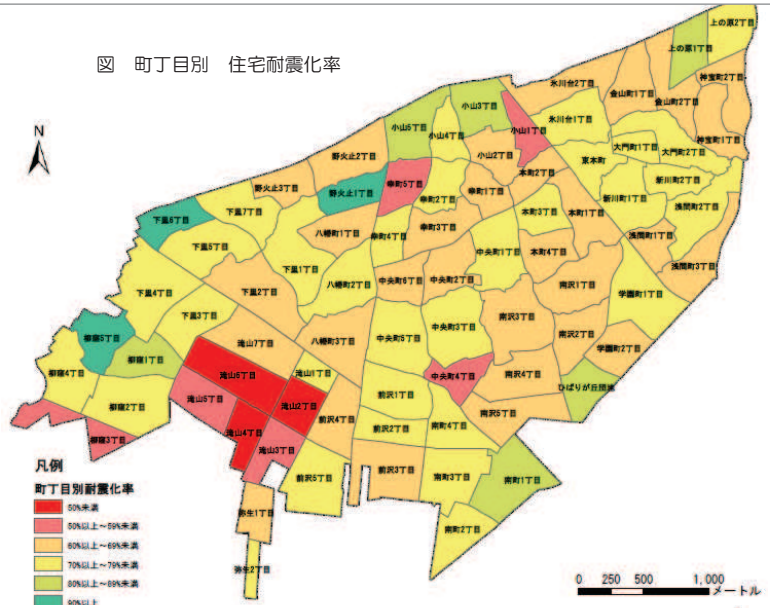

図　町丁目別　木造住宅棟数密度

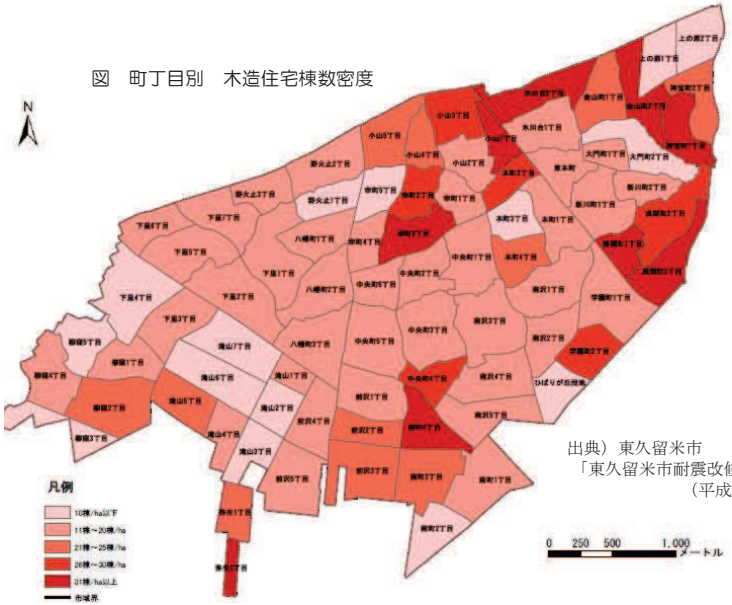

出典）東久留米市
「東久留米市耐震改修促進計画」
（平成 22 年 3 月）

図　身近な道路（およそ 4m以上）の状況

※●は、上記道路が行き止まりあるいは細くなっている箇所
4m以上の道路は、地図上の目測による。



身近な地域の安全と、避難経路を確保する　～現状は？ ← 論点①-3

・市と農協で「災害時における東京みらい農業協同組合との協力に関する協定書」を取り交わし、農協のあっせんで「防災協力農地」の協力をいただいています。これら防災協力農地の規定は以下のとおりです。
- 応急仮設住宅の建設用地及び復旧用資材置き場
- 避難空間として市民等が火災等から生命、身体の安全を確保するため、一時的に避難する場所

図　防災協力農地、避難場所・避難所の分布



資料）避難場所・避難所、啓開道路：東久留米市「防災マップ」（平成 21 年 3 月）
道路幅員、防災協力農地：東久留米市資料

身近な避難経路を確保する、他自治体の取り組み ← 論点①-3

・高度成長期、急激に宅地化が進んだ黒目川流域では、雨水の流出増により、浸水被害を生じるようになりました。河川整備の進捗に伴い、大規模な溢水は近年発生していませんが、内水氾濫はいまだ発生しています。

・近年も大雨の際には、道路の通行止や床上浸水などの被害が生じており、事業所アンケートでも問題・要望として「冠水対策」をあげた企業が７社中２社ありました。

表　黒目川・落合川の主な水害

（昭和 49 年から平成 14 年の 28 年間、被害棟数 10 棟以上）

年　月　日	原　因	流 域 名	浸水面積（溢水面積）	被害棟数 床下	被害棟数 床上	雨量観測所	最大時間雨　量	日雨量 ※:総雨量
昭和 49 年 6 月 9 日	集中豪雨	落合川	2.20ha	20	1	小平	34.5 mm	51.0 mm※
昭和 49 年 6 月 18 日	集中豪雨	落合川	4.70ha	30	1	小平	20.5 mm	52.0 mm※
昭和 49 年 7 月 11 日	梅雨前線	黒目川・落合川	10.50ha (10.50ha)	215	6	小平	11.0 mm	66.5 mm※
昭和 49 年 7 月 20 日	雷　雨	黒目川・落合川	12.10ha (12.10ha)	199	1	小平	23.0 mm	95.5 mm
昭和 51 年 9 月 12 日	台風 17 号	黒目川・落合川	8.80ha (5.00ha)	56	3	田無	65.0 mm	220.0 mm※
昭和 57 年 9 月 12 日	台風 18 号	黒目川・落合川	4.50ha	88	2	東久留米	48.0 mm	176.0 mm
昭和 62 年 7 月 25 日	雷　雨	黒目川	0.92ha	31	2	東久留米	26.0 mm	27.0 mm
平成 3 年 8 月 12 日	集中豪雨	黒目川・落合川	2.00ha	7	3	小平霊園	46.0 mm	53.0 mm
平成 3 年 9 月 19 日	台風 18 号	黒目川・落合川	2.25ha	11	4	小平霊園	38.0 mm	168.0 mm
平成 12 年 7 月 7 日	台風 3 号	黒目川	0.16ha	14	2	東久留米	27.0 mm	147.0 mm

資料）東京都「黒目川流域河川整備計画（東京都管理区間）」（平成 18 年 3 月）
原資料）東京都建設局河川部「水害記録」（各年）

台風により浸水した住宅街（東久留米市下里付近）



資料）東京都「黒目川流域河川整備計画（東京都管理区間）」（平成 18 年 3 月）

図　増加する豪雨（東京都）



資料）出典）東京都「東京都豪雨対策基本方針」（平成 19 年８月）
原典）東京都建設局「水害記録」

図　大雨時の道路冠水箇所
一通行止・床上浸水発生箇所／降雨状況により危険な箇所

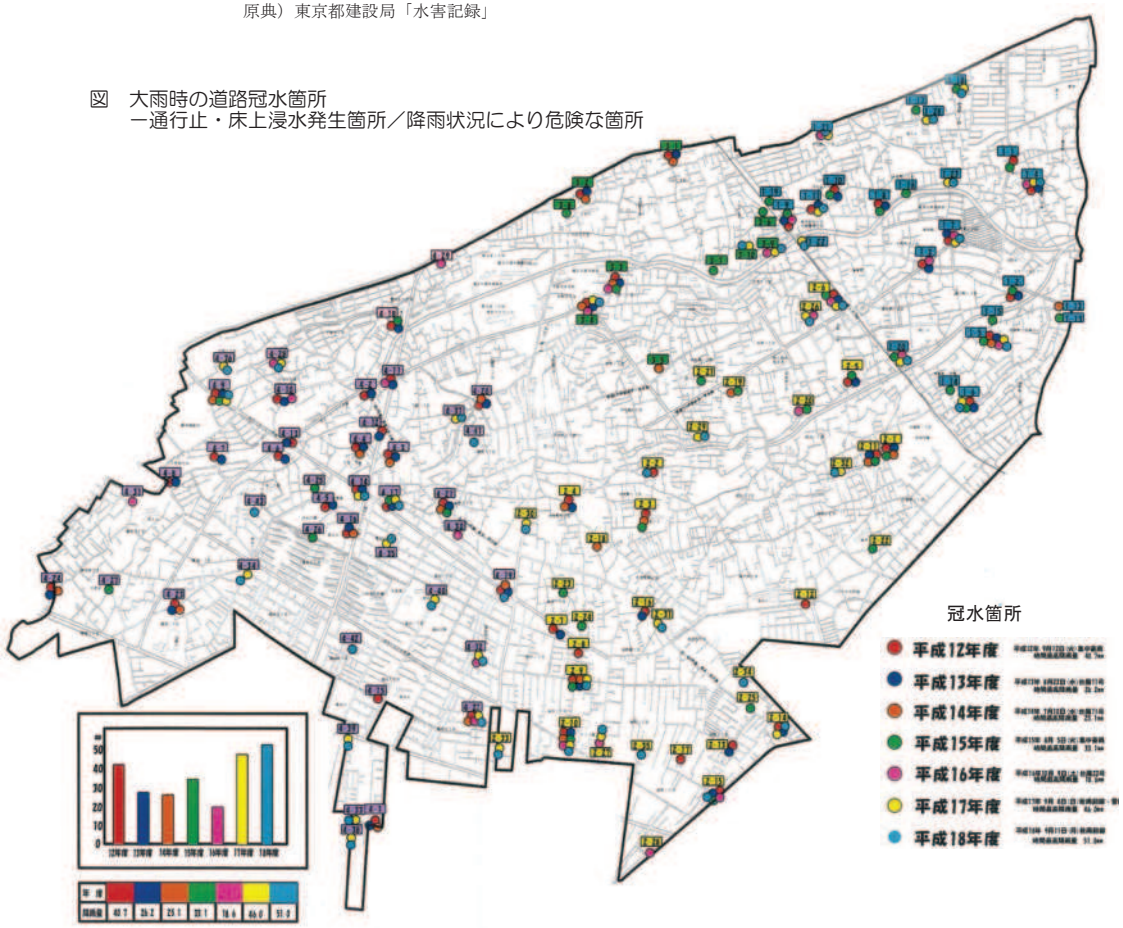

資料）平成 12 年度から平成 18 年度　東久留米市資料

水害・土砂災害を防ぐ　～ 計画が多く定められている　← 論点②-1

計画名称：	豪雨対策基本方針　平成 19 年 8 月
所　管　：	東京都
計画期間：	長期概ね 30 年後、短期概ね 10 年後
内　容　：	■豪雨対策の目標 ・長期見通し（概ね 30 年後）都内全域において、 ①概ね時間 60 ミリの降雨までは浸水発生を解消すること ②概ね時間 75 ミリの降雨までは床上浸水や地下浸水被害を可能な限り防止すること。 ③既往最大降雨などが発生した場合でも、生命の安全を確保すること をイメージし、 ・10 年後までに、対策促進エリアにおいて、 ①概ね時間 55 ミリの降雨までは床上浸水や地下浸水被害を可能な限り防止すること ②既往最大降雨などが発生した場合でも、生命の安全を確保すること。 を目指していきます。 ■豪雨対策の体系図

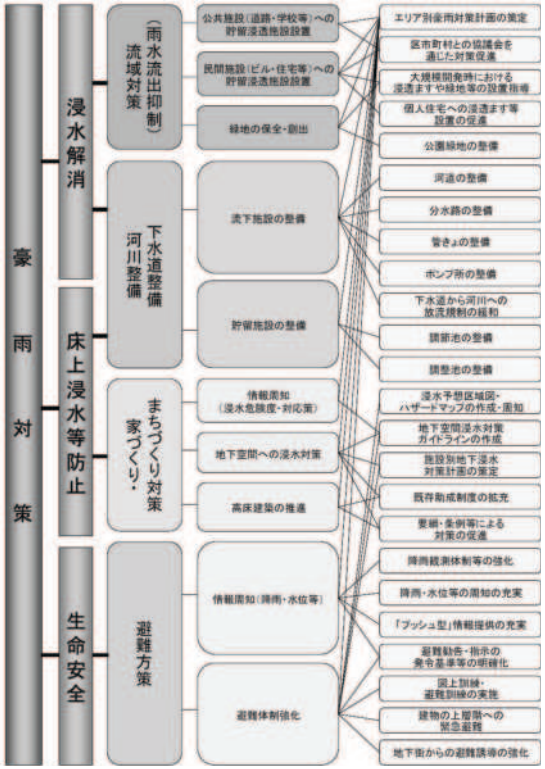

計画名称：	荒川水系　黒目川流域河川整備計画（東京都管理区間）　平成 18 年 3 月
所　管　：	東京都
計画期間：	概ね 20 年
内　容　：	■計画の対象：　黒目川の東京都に属する一級河川区間　全体 17.3Km 中 4.3Km 落合川の一級河川区間　全体 3.4Km 全区間 ■課題（抜粋） （浸水被害） ・洪水災害の発生と軽減：宅地化の進展による雨水の流出増による浸水被害が発生 ・黒目川流域では河川整備に伴い大規模な溢水は近年発生していないが、内水氾濫はいまだに発生 ■河川整備計画の目標 ・計画の基本理念：環境と治水とのバランスをとり、都市空間における貴重なオープンスペースとして地域に親しまれる河川を目指して、整備と保全を進める。 ・災害発生の防止又は軽減：時間当たり 50mm 規模の降雨により発生すると想定される洪水を安全に流下させることをめざす。計画流量の確保をめざす。 ・治水上支障のない範囲で、既存の河畔林など残された自然環境を保存。多様な生物生息環境を創出するため、多様な水環境を形成。市民がより水辺とふれあえる空間を拡大するため、親水性を向上 図　親水整備箇所  ■河川情報の提供・地域や関係機関との連携 情報提供：浸水情報提供、ハザードマップ作成支援、河川愛護に関する情報提供等 連携：情報・意見交換、河川愛護活動、総合的な学習、広域防災機能、健全な水循環の形成

水害・土砂災害を防ぐ　～ 東久留米市の宅地造成等規制区域・急傾斜地崩壊危険区域 ← 論点②-2

宅地造成等規制区域



■宅地造成工事規制区域（根拠法：宅地造成等規制法）

「宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域」で、関係市町村長の意見を聴いて都道府県知事が指定します。

宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事については、造成主は、当該工事に着手する前に、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければなりません。

資料）「東久留米市都市計画図」（平成 22 年 1 月調製）
写真）　平成 22 年 7 月 14 日
　　都市計画マスタープラン中間見直し市民検討委員会
　　まち歩き　より

急傾斜地崩壊危険箇所（市内 11 箇所）

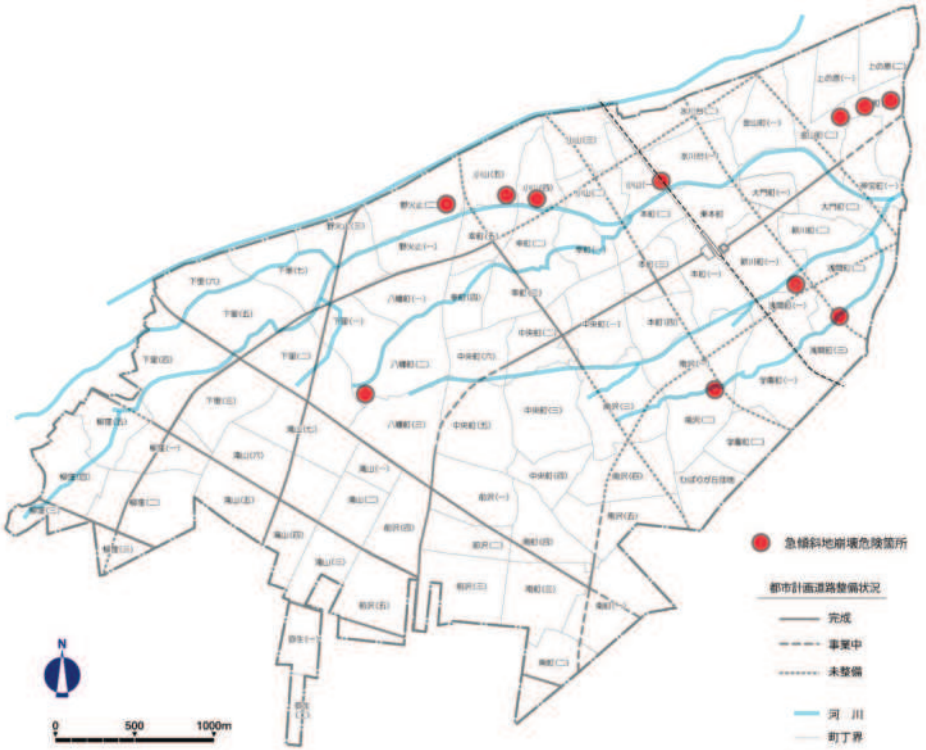

・急傾斜地崩壊危険箇所のうち、宅地造成工事規制区域の指定をされている区域については、宅地造成工事に知事の許可が必要で、また知事は崖崩れ等の災害が生じないよう宅地の所有者等に改善措置勧告や命令を行う事が出来ます。
市では年に１回実地踏査を行い、状況に変化があるものについては都に報告をしています。また、都でも実地踏査を行っています。
・他の箇所については、特に都が危険度が高いと判断し「急傾斜地崩壊危険区域」に指定した場合は、都が崩壊防止工事などを行う可能性がありますが、現状では建築等に規制はありません。（下記注参照）

注）急傾斜地崩壊危険箇所とは、下記の①②の地形条件を満たす箇所
　①がけ地の傾斜度が 30 度以上であること
　②がけ地の高さが 5m以上であること
　このような箇所の、斜面内、斜面の上端又は下端から一定の距離の範囲内
　法律に基づいて告示するなどの「指定」を行ったものではない。
　また、急傾斜地崩壊危険箇所であることによって、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」やその他の法律による規制を受けることはない。

資料）東京都建設局「土砂災害危険箇所調査結果　東久留米市」（平成 16 年 3 月）

災害後の速やかな復旧･復興を見据えた対応　← 論点③

・東久留米市には、地域防災計画はありますが、都市の復興に着目した計画は未策定です。
・阪神淡路大震災後、東京都は、行政担当者向け、被災者向けの震災復興マニュアルを策定しています。

・身近な公園を防災拠点として活用できるように、国は、公園での貯水槽や仮設トイレ設置のための地下配管工事への支援を行っています。
・他の自治体では、災害時にテントが張れるように設計された公園の例なども出てきています。

震災復興マニュアル（東京都）


●復興施策編●
＜行政担当者向けの復興実務の手引書＞


●復興プロセス編●
＜被災者の行動指針＞

出典）東京都防災ホームページ

図　東京都パンフレット



● 復旧・復興を都市マスに記述している例

＜東京都北区＞

⑦復旧・復興を視野に入れたまちづくり

■災害後の復旧･復興にあたっては、都市計画マスタープランで示した方針の実現を基本とします。

■震災後の「暫定的な生活の場」として機能する一時的なまちである「時限的市街地」づくりを検討します。

■木造住宅の密集地域を中心に、復興も視野に入れたまちづくり活動をすすめます。

＜東京都墨田区＞

（３）震災復興への取組の推進（被災後の復興）

墨田区における「協治（ガバナンス）*」による新しい区政運営、先進的に進められてきた協働による防災まちづくり活動の実績を踏まえ、事前対策、応急対策、復興対策の各段階において、区民の主体的な活動により、防災まちづくりを進めます。

１）都市復興基本方針及び基本計画の指針

○大規模な地震災害が発生した場合に、本マスタープランで位置づけた幹線道路や地区幹線道路等の基幹的な都市施設は被災後にそのまま都市計画として決定し整備をできるように、平常時から都市復興マニュアル、生活復興マニュアルに基づいた活動を推進します。

○復興計画の策定にあたっては、本マスタープランの目標や基本的な考え方、主要生活道路網などの具体的な方針を基本とします。

○平常時から地域住民との協働による地区まちづくり計画の策定などに取組み、認定地区まちづくり計画や協定の内容を反映した復興計画づくりを推進します。

犯罪を防ぐまちづくり ～ 犯罪の発生状況（平成 21 年）← 論点④

・東久留米駅周辺で車上ねらい、ひったくりが発生しています。住居対象侵入盗、粗暴犯は、前沢地域でやや多くなっています。

・犯罪認知件数は、都内では少ない方です。自転車盗、侵入窃盗、車上ねらい、オートバイ盗みなど、盗みが多く、特にオートバイ盗、自動車盗はやや増加しました。

＜ひったくり＞

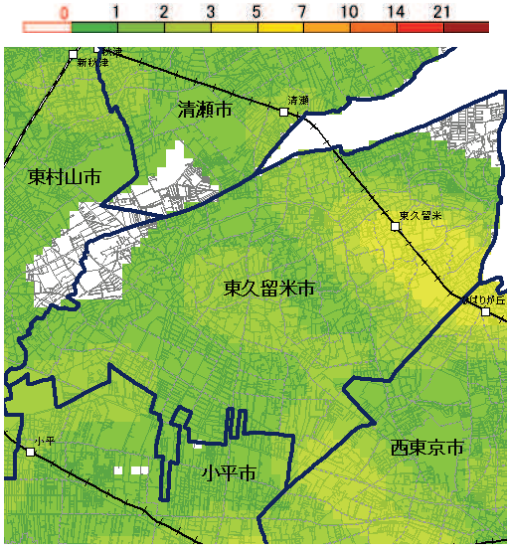

＜住居対象侵入盗＞

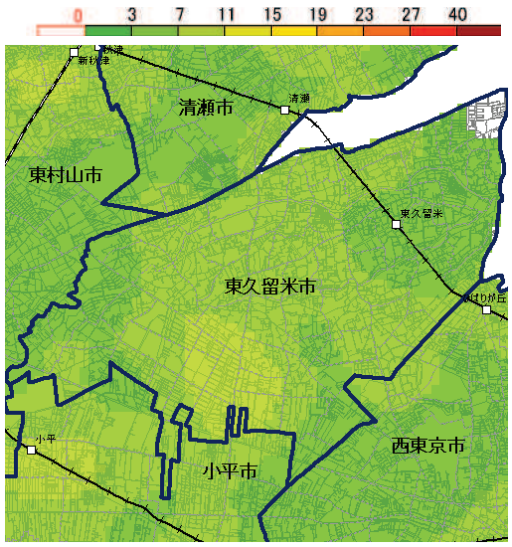

＜車上ねらい＞

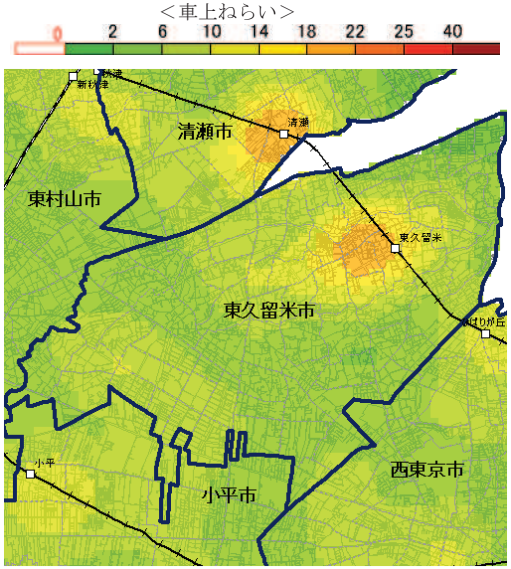

＜粗暴犯＞

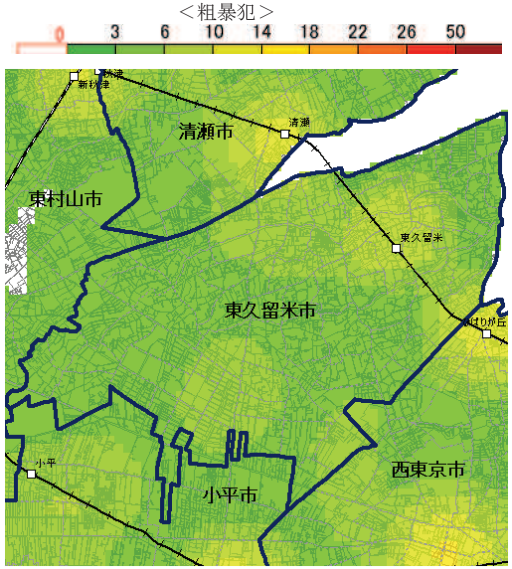

出典）警視庁ホームページ

犯罪情報マップ（全刑法犯の状況）

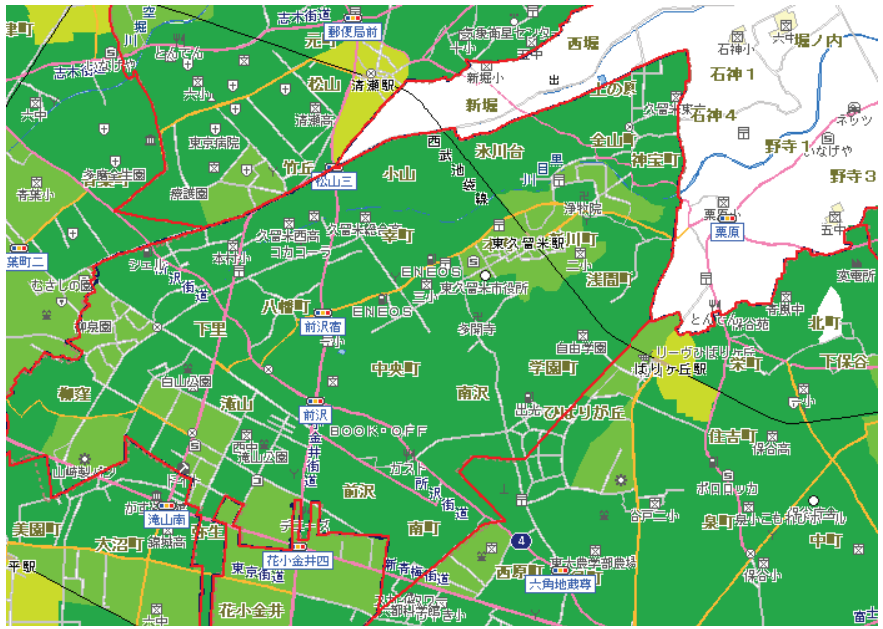

平成 22 年 12 月末現在の東久留米市内の刑法犯認知件数

項目	本年累計	昨年同期比	順位
全刑法犯	1262 件	-19 件	第 40 位
ひったくり	13 件	-3 件	第 29 位
侵入窃盗	78 件	-5 件	第 38 位
車上ねらい	72 件	-15 件	第 36 位
自動車盗	3 件	+2 件	第 37 位
オートバイ盗	72 件	+6 件	第 27 位
自転車盗	400 件	-28 件	第 39 位
粗暴犯	35 件	-1 件	第 41 位

全刑法犯（件）
780 以上
358–779
164–357
78–163
31–77
1–30
0

注）順位は、本年累計の刑法犯認知件数が多い 53 区市町村（島部を除く。）順に表示。

犯罪を防ぐまちづくり ～ 東久留米市安全･安心まちづくり推進計画 ← 論点④

計画名称：	東久留米市安全・安心まちづくり推進計画　平成 19 年 10 月
所　管　：	東久留米市
位置づけ：	平成 17 年に施行された「東久留米市安全・安心まちづくり条例」の目指すまちづくりを総合的・計画的に推進するための計画
内　容　：	■推進計画の基本方針 1　犯罪のない安全・安心まちづくりに向けた意識づくり ⇒ 自主防犯意識の向上 2　犯罪のない安全・安心まちづくりに向けた地域づくり ⇒ 自分たちのまちは、自分たちで守るという地域づくり 3　犯罪のない安全・安心まちづくりに向けた環境づくり ⇒ 犯罪にあわない、起こさないための環境づくり 4　推進体制の整備 ■施設等に関する施策（抜粋） ・犯罪が起こりにくい環境整備：防犯灯の設置、死角をつくらない公園など公共施設の整備 ・公衆トイレの安全対策 ・通学路の安全対策 ・住宅の点検、防犯性の向上、土地や建物等の防犯対策（樹木剪定、柵）など ■啓発・意識づくりに関する施策（抜粋） ・広報・啓発活動、防犯ステッカーの配布、学校等での安全教育の充実 ・自主防犯活動団体の育成、市民活動への支援　　など ■体制に関する施策 ・庁内体制の整備、保護者・地域・関係諸機関等との連携の充実、連絡体制整備など

図　コミュニティ・ゾーン形成事業対象地区（中央町地区



資料）東久留米市資料

犯罪を防ぐまちづくり ～ 防犯まちづくりの事例 ← 論点④

交通事故の発生状況(平成 21 年) ← 論点⑤

・小金井街道と新青梅街道の交差点、新小金井街道と新青梅街道の交差点付近で事故が多く発生しています。また、新小金井街道と新所沢街道の交差点や東久留米駅の周辺もやや多い状況がみられます。
・平成 21 年中の交通事故の発生件数は 453 件で、平成 16 年の 678 件に比べて減少しました。発生件数は都内 39 位、死者数は都内 21 位です。

図　警視庁交通事故発生マップ

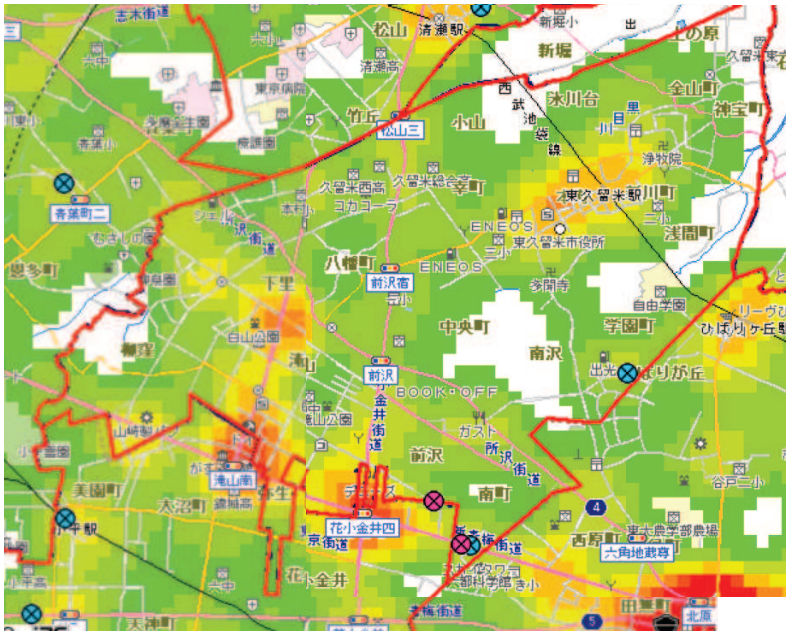

全事故　単位：件/km2		事故発生地点	
	～		先週の死亡事故
	15～		死亡事故(平成 22 年)
	30～		死亡事故(平成 21 年)
	45～	●	負傷事故(平成 21 年中)
	60～		
	75～		
	90～		
	105～		
	120～		

平成21年中の
東久留米市内の交通事故発生状況

発生件数	453 件 (都内第 39 位)
死 者	3 人 (都内第 21 位)
重傷者	0 人
軽傷者	473 人

出典）警視庁ホームページ

東久留米市の交通安全計画 ← 論点⑤

計画名称：	東久留米市交通安全計画　平成 21 年 2 月
所　管　：	東久留米市
計画期間：	平成 22 年度まで
位置づけ：	「交通安全対策基本法」の第二十五条に定める「市町村交通安全計画等」に該当するもの。東京都交通安全計画と整合した計画である。
内　容　：	■計画の目標 ・交通事故負傷者の減少　　交通事故による死者ゼロ ・高齢者および自転車による交通事故件数・負傷者数の減少 ■重点施策 1　高齢者の交通安全の確保 ①　高齢歩行者の交通安全対策と交通安全意識の向上 ②　高齢運転者の交通安全対策 2　自転車の安全利用の推進 ①　安全教育・啓発の推進　　②　指導・警告 ③　自転車の安全性の確保　　④　安全な走行空間の確保 ⑤　駅周辺の放置自転車対策 3　交通安全意識の普及及び徹底 ①　交通安全教育の推進　　②　交通安全活動の推進 ■分野別施策 1　道路交通環境の整備： 道路の整備、交通安全施設等の整備、その他交通環境の整備 2　道路交通秩序の維持： 交通規制の実施と指導取締りの強化、違法駐車、放置自転車対策 3　二輪車の交通事故防止 4　救助・救急体制の整備 5　被害者の救済 6　災害に備えた道路交通環境の整備 災害に強い道路等の整備、災害時の交通規制と交通安全の確保、災害時の救助・救急体制の整備

市内で事故発生が目立つのは、以下の場所となっています。
・交通量の多い新青梅街道・新小金井街道沿いの交差点
・歩行者・自動車とも多い、駅周辺および滝山地区

公害の実感、今後も対策が求められるものは？ ～ 公害の状況 ← 論点⑥

・市内全体の苦情・相談件数を発生源別にみると、工場・作業場関連に比べて生活関連の苦情が多くなっています。

・現象別では、動物関係の苦情・相談が多く見られます。

表　発生源別　公害の苦情・相談件数

	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
一　　般	169	222	228	165	171	471
工　　場	7	2	5	7	6	10
指定作業場	0	4	10	5	10	5
建 設 作 業	5	3	15	10	0	0
不　　明	0	1	5	0	4	4
合　　計	181	232	263	187	191	490

右表とも、出典）東久留米市「かんきょう東久留米　平成２０年度版」

表　現象別　公害の苦情・相談件数

	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
騒　　音	30	32	30	58	32	49
振　　動	0	1	7	3	1	4
ば い 煙	70	51	54	49	75	78
粉　じ　ん	0	5	18	4	15	2
悪　　臭	8	11	16	18	17	24
汚　　水	3	6	5	10	17	28
空　き　地	※	※	※	※	※	22
動 物 愛 護	※	※	※	※	※	113
そ族・昆虫・害鳥	※	※	※	※	※	152
そ　の　他	70	126	138	49	47	27
合　　計	181	232	268	191	204	499

「空き地」「動物愛護」「そ族・昆虫・害鳥」については平成 20 年度より所管

公害の相談に対する市の対応　（一般的な例）

・ばい煙の相談について

野焼きによるものがほとんどです。野焼きは原則禁止されており、現場確認の上、指導を行っています。ただし、都条例で定める焼却行為の例外規定（農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものの他に、落ち葉等の一過性の軽微な焚き火など、いくつかの例外があります。）もあります。

・騒音の相談について

事業所の騒音については、法令で定められた規制基準に適合していないものは法令に基づき指導を行っています。生活関連の騒音については、個々の状況を鑑みて対応を判断しています。

・そ族・昆虫・害鳥などの相談について

事例ではハチの巣の相談が多く寄せられますが、市で民有地の駆除は行っていないため、適切なアドバイスを行い、希望される方には市と協定を結んだ市内の駆除業者を紹介しています。

公害の実感、今後も対策が求められるものは？ ～ 大気汚染・道路公害、水質の状況 ← 論点⑥

・柳泉園の対策の効果もあり、ダイオキシン濃度は環境基準を下回っています。
・自動車交通による大気汚染は改善傾向にありますが、騒音では環境基準を上回る地点があります。
・「東久留米市環境基本計画」（平成 18 年４月）は、対応として、「引き続き、定期的なモニタリング調査や事業所への指導等を実施していくとともに、生活騒音や野焼きなどの近隣公害対策を充実していく必要があります。また、市内を通過する自動車に対する公害対策等、本市だけでは解決できない問題については、東京都や近隣市と連携した対策を進めていくことが必要」としています。

図　光化学スモッグ注意報発令状況（多摩北部地域）

年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
回　数	12	15	14	13	11

資料）東京都環境局環境改善部大気保全課

図　大気中のダイオキシン類濃度　（２０年度）

調 査 地 点	8／19～26（168H）	2／3～10（168H）
	pg-TEQ／m³	pg-TEQ／m³
① 東部地域センター	0.031	0.057
② 南部地域センター	0.037	0.080
③ 西部地域センター	0.036	0.065
平 均 値	0.035	0.067

※環境基準値：年平均０．６ｐｇ TEQ／m³以下

出典）東久留米市「かんきょう東久留米　平成２０年度版」

自動車排出ガス測定（２０年４月～２１年３月）
測定局：小金井街道東久留米

○浮遊粒子状物質（SPM）⇒　環境基準をクリア
　１時間値の１日平均値が環境基準値０.１０ｍｇ/m³を超えた日数　０日

○一酸化窒素（NO）　⇒　環境基準をクリア
　１時間値の１日平均値が環境基準値０.０6ppmを超えた日数　０日

出典）東久留米市「かんきょう東久留米　平成２０年度版」

図　市内主要道路沿道の騒音・振動測定結果（平成 17 年度）

■網掛けした数値は、環境基準値を超過。

対象道路	測定地点	昼夜別	等価騒音レベル（dB(A)） 測定結果	環境基準 地域の区分	環境基準 基準値	振動レベル（dB） 測定結果	要請限度※ 区域の区分	要請限度※ 基準値	交通量 昼夜別平均交通量（台/10分間）
新青梅街道	滝山3－11	昼間	69	幹線交通を担う道路に近接する空間	70	52	第一種区域（2車線以上）	65	338
		夜間	66		65	48		60	129
小金井街道	野火止1-1	昼間	72	幹線交通を担う道路に近接する空間	70	51	第二種区域（2車線以上）	70	163
		夜間	70		65	49		65	69
所沢街道	南沢5－18	昼間	71	幹線交通を担う道路に近接する空間	70	52	第一種区域（2車線以上）	65	158
		夜間	69		65	48		60	67
新小金井街道	滝山6-1	昼間	68	幹線交通を担う道路に近接する空間	70	48	第一種区域（2車線以上）	65	173
		夜間	65		65	44		60	41

備考）表中の網掛けは、基準となる値を超過していることを表示

出典）東久留米市「かんきょう東久留米　平成２０年度版」

・ＢＯＤは水の汚染度合いを示す一つの指標で、一般的に人為的に汚されないきれいな河川では１mg/L です。環境基準値は５mg/L 以下です。
・立野川で一時的に上回った平成 16 年を除き、概ね環境基準値を下回っています。

図　BOD の推移

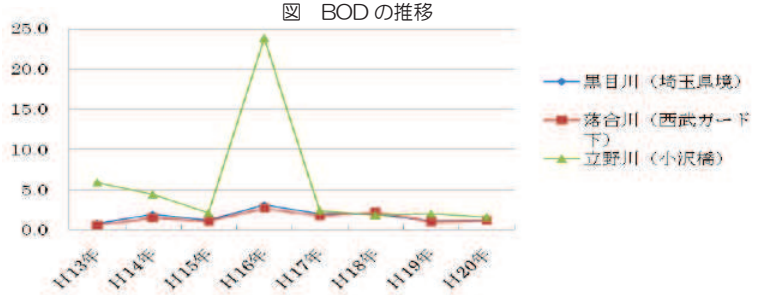

注）平成１６年の立野川のＢＯＤ値が高いのは、２月２５日に行った水質調査値が 79mg/L だったためです。しかし、前後の調査（１１月・５月）の結果は環境基準値内であり、何らかの影響で一時的に値が高くなったものと考えられます。

出典）東久留米市「かんきょう東久留米　平成２０年度版」

コミュニティによる防災・防犯まちづくり ← 論点⑦

・東久留米市は、東久留米建築設計協会と協力して、無料耐震相談会や出前講座、防災まちづくり学校などを通じて、防災に関する情報提供や意識啓発を行い、市民活動を支援・促進しています。
・わが家の防災便利帳、避難場所などを記載した防災マップの配布も行っています。

・自主防災組織育成補助事業の継続なども背景に、東久留米市の自主防災組織は年々増加し、平成 22 年 2 月時点で 25 団体組織されている。新規結成についての相談もあり、今後も増加すると見込まれています。

図　東久留米建築設計協会と協力した取り組み



図　防災まちづくり学校での開催事例



図　防災マップ等

表　無料耐震相談会の開催実績

	平成 15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年
開催回数	6	6	6	6	6	6
相談件数	14	14	33	12	32	12

出典）東久留米市「東久留米市耐震改修促進計画」（平成 22 年 3 月）